

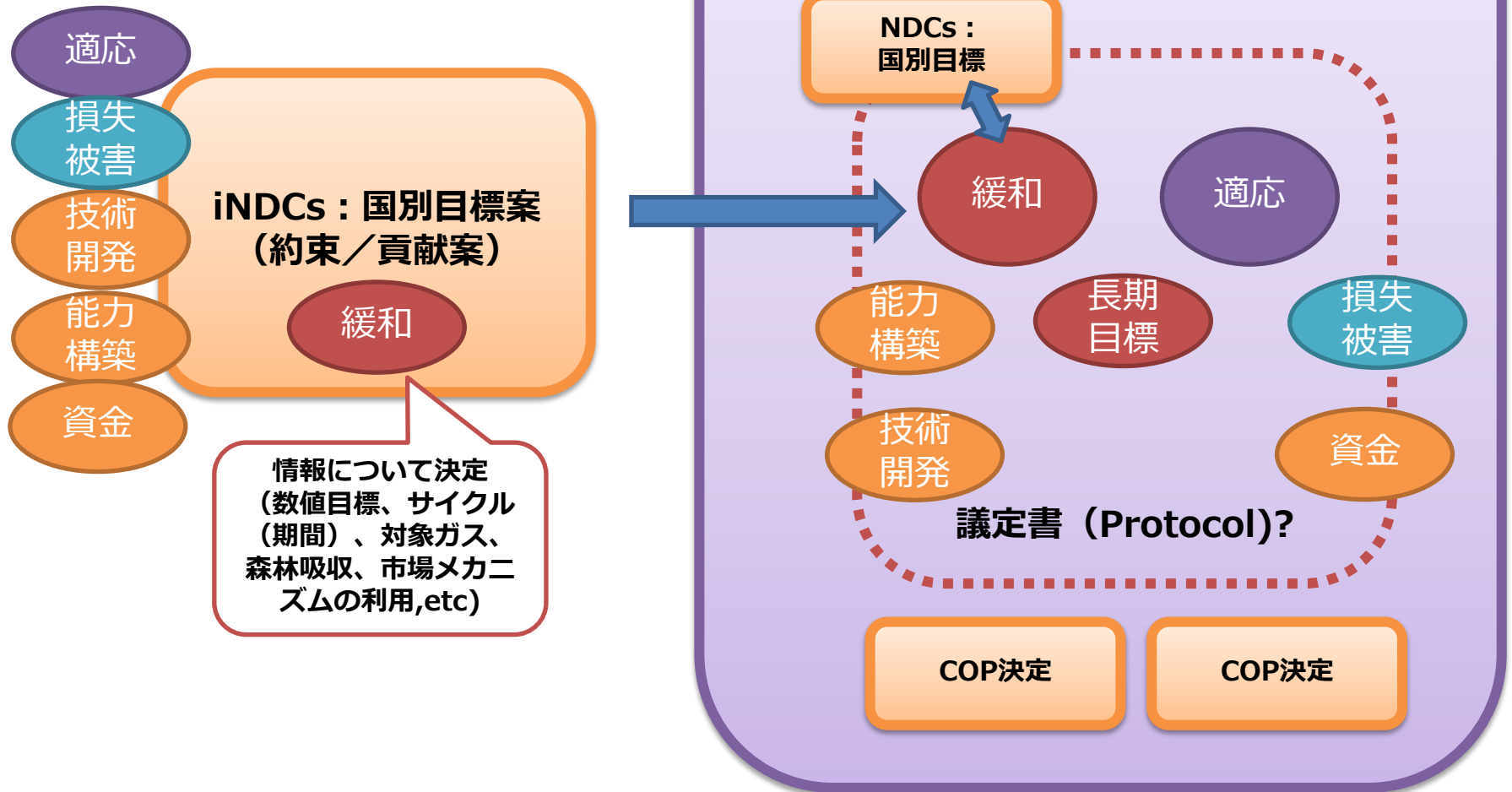
スクール・リマ 2015合意の要素、 2020年までの意欲の引き上げ、TEMs



2014.11.20
平田仁子 Kimiko Hirata
NPO法人 気候ネットワーク 理事
khirata@kiconet.org
<http://www.kiconet.org/>

INDCsと2015年合意の要素

※交渉の行方は予断できないので頭の整理のためだけの図です



交渉の争点

1. 先進国と途上国 ～「共通だが差異ある責任」の具現化

○どのように差異を持たせるのか、をめぐる議論

気候変動枠組条約の附属書 I 国 (Annex I) ・ 被附属書 I 国 (Non-Annex I)

ベルリン・マンドート (COP1・1995) : 先進国に義務／法的拘束力ある議定書づくりへ

米バード・ヘーゲル決議 (1996) : 「途上国の意味ある参加がなければ議定書に批准しない」

京都議定書 (1997) : 先進国に義務、途上国支援のための 3 つの基金

COP4での紛糾 (条約 4 条 2 項(a)(b)) : 条約のレビューについて

ブッシュ政権、京都議定書離脱 (2001)

バリ行動計画 (2007) : 議定書と条約の 2 トラックで交渉

全ての国が参加する枠組み交渉・ダーバン・プラットフォーム (2012) : 1 トラック

京都議定書第 2 約束期間スタート (2013)

交渉の争点

2. 法的拘束力 ～義務的か、自主的か

○どのような性格の枠組みにし、その中で規定される「行動」は義務か自主か、をめぐる議論

気候変動枠組条約（1992）：法的拘束力ある枠組み、削減は努力目標

京都議定書（1997）：法的拘束力ある枠組み、削減目標は義務化（遵守措置あり）

マラケシュ合意（2002）：不遵守の場合の帰結に法的拘束力を持たせるか議論

ブッシュ政権、京都議定書離脱（2001）

京都議定書第2約束期間：カナダ離脱、日・露・NZは目標を持たず
カンクン合意：COP決定、目標の自主登録、MRV

2015年合意：「議定書」か、その他の法的合意か？
削減目標などの行動は義務化するか？

交渉の争点

3. 削減目標（緩和）の水準と手段 ～野心さと抜け穴

○削減目標をどの水準に位置づけるか？

気候変動枠組条約（1992）：1990年水準で安定化

京都議定書（1997）・マラケシュ合意（2002）：

先進国全体で少なくとも5%削減（1990年比）、京都メカニズム・森林吸収源

IPCC第4次評価報告書（2007）：「2度」「先進国90年比25～40%削減」・世界全体半減

ラウイラG8サミット（2009年）・カンクン合意（2010年）：「2度目標」

カンクン合意に基づく自主目標登録：2度目標とのギャップ（UNEP）

京都議定書第2約束期間：先進国全体で17%削減

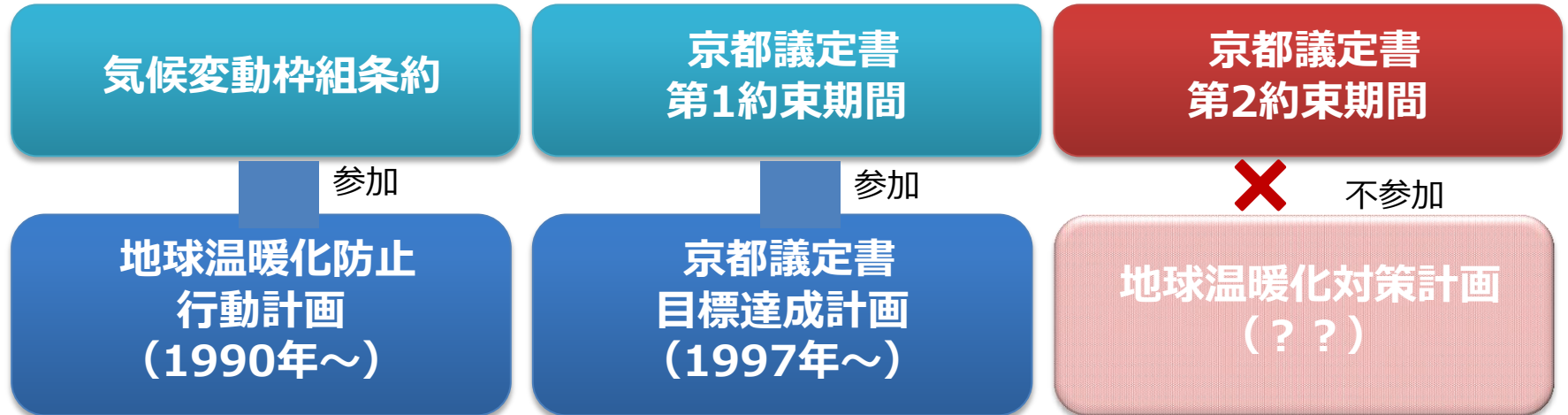
2020年までの目標の引き上げ議論：短期寿命温室効果ガス対策、化石燃料補助金撤廃、
HFC規制、専門家会合

2015年合意：先進国・途上国それぞれにどの程度の目標水準か？

達成のためにどのような手段を認めるか？

（REDD+、市場メカニズム、他）

国際制度と日本の削減目標



○削減目標（90年比）

・一人あたりCO2排出量を2000年以降1990年水準に安定化（±0%）／CO2排出総量安定化に努める（努力目標）（±0%）

○結果：目標未達成

・2000年時点で一人あたりCO2 6%増、総量12.3%増

○削減目標（90年比）

・京都会議前に国内CO2削減0%提案(3ガスで-2.5%)
・6%削減義務受け入れ・CO2削減は0～0.5%削減

○結果：目標達成

・第1約束期間削減(国内削減は1.4%増)

○削減目標（90年比）

・2020年 -8%（麻生）
・2020年 -25%（鳩山）
[2020年 +3.1%（安倍）]



現在、目標案検討中

日本の姿勢の変化

京都議定書 第1約束期間

COP3議長国



消極的参加

- 議定書交渉：議長国としての責任と自負
- 運用細則での柔軟性の拡大を主張
 - ・ 京都メカニズム・森林吸収の最大限の活用のため上限設定に反対、追加性のない吸収枠を確保
 - ・ 不遵守の際の措置の拘束力付与に反対
- 米ブッシュ離脱後、日本の批准への強い反対／国会決議
- 京都議定書不平等論 ⇒ 国内規制措置回避へ

京都議定書 第2約束期間

京都議定書否定

- 「全ての国が参加するルール枠組みが必要」
 - ・ 「実効的な地球規模での削減のため」
 - ・ 「日本の国内削減の貢献は小さい」
- 「いかなる状況・条件でも京都2には参加しない」

カンクン合意の実施

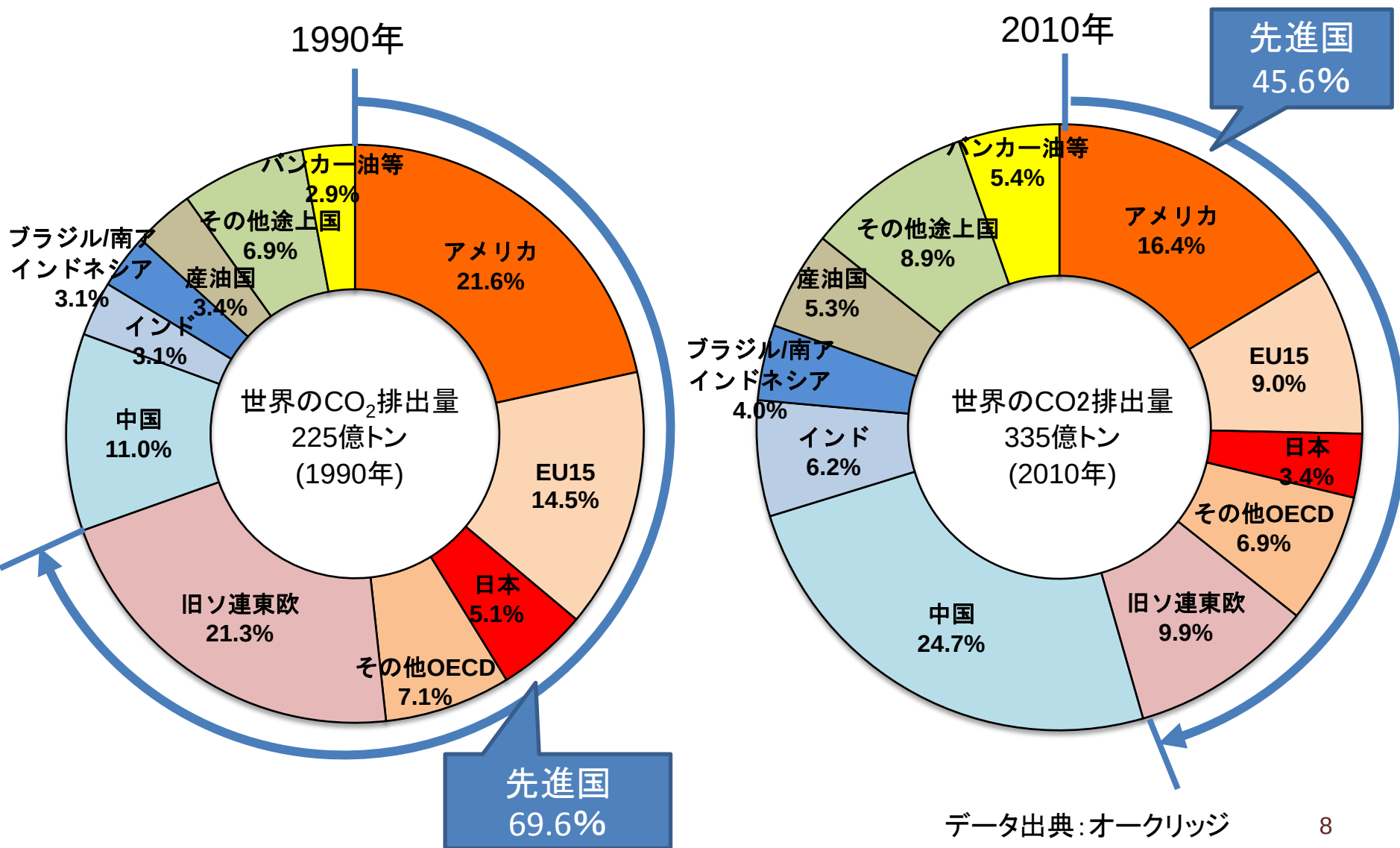
- 目標設定へのイニシアティブの喪失
- 国内行動のインセンティブ喪失
 - ・ 「問題意識」の弛緩の蔓延

- ✓ 「法的拘束力」「義務」への拒否反応
- ✓ 「米国とともに」の前提
- ✓ 中国との差異化に強い懸念



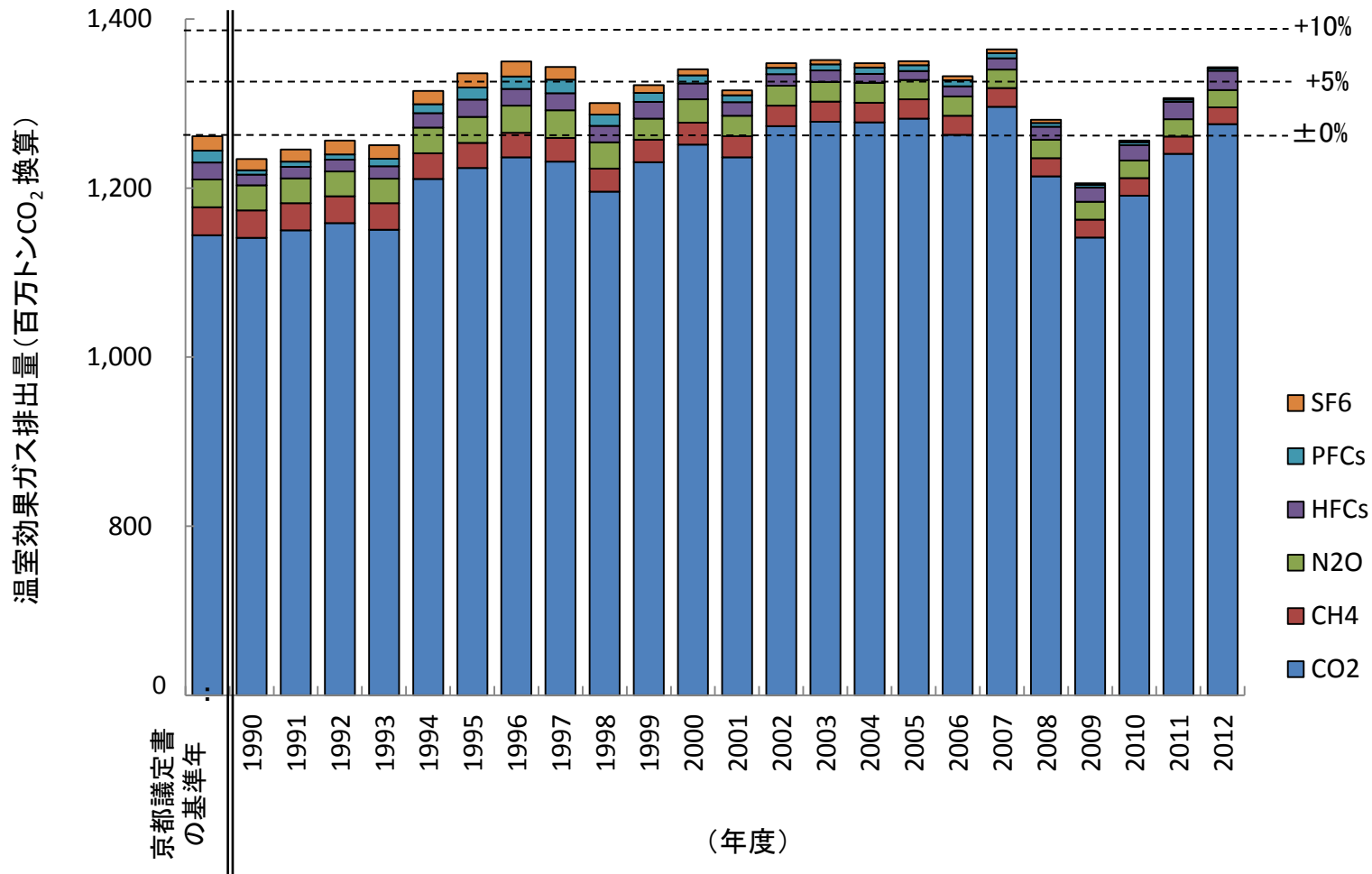
自主性依存の限界

世界の中の日本：3.4%されど世界5番目



日本の状況

温室効果ガス排出量の推移(1990-2012年度)



※京都議定書の基準年の値は、「割当量報告書」(2006年8月提出、2007年3月改訂)で報告された1990年のCO₂、CH₄、N₂Oの排出量および1995年のHFCs、PFCs、SF₆の排出量であり、変更されることはない。一方、毎年報告される1990年値、1995年値は算定方法の変更等により変更されうる。

日本の二酸化炭素（CO₂）排出の内訳

